

議案第27号～第34号

令和8年6月5日

# 令和8年6月定例議会議案

鈴 鹿 市



## 議 案 目 次

議案第 27 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	1
議案第 28 号	鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について……………	5
議案第 29 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	13
議案第 30 号	鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について……………	21
議案第 31 号	協定について……………	25
議案第 32 号	財産の取得について……………	27
議案第 33 号	市道の認定について……………	29
議案第 34 号	市道の廃止について……………	33



鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書  
の交付手続を改める等について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、こ  
の議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録済者は、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>特定在留カード</u>（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録済者は、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153</p>

規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

号) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。)

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、職員等に支給する宿泊費基準額を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員の旅費に関する条例(昭和34年鈴鹿市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情を勘案して規則で定める額</u>(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。<u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>別表に定める額</u>(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。</p> <p><u>別表(第13条関係)</u></p> <table border="1"><thead><tr><th><u>区分</u></th><th><u>宿泊費基準額</u> <u>(1夜につき)</u></th></tr></thead><tbody><tr><td><u>北海道</u></td><td><u>13,000円</u></td></tr><tr><td><u>青森県</u></td><td><u>11,000円</u></td></tr><tr><td><u>岩手県</u></td><td><u>9,000円</u></td></tr><tr><td><u>宮城県</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr><tr><td><u>秋田県</u></td><td><u>11,000円</u></td></tr></tbody></table>	<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>北海道</u>	<u>13,000円</u>	<u>青森県</u>	<u>11,000円</u>	<u>岩手県</u>	<u>9,000円</u>	<u>宮城県</u>	<u>10,000円</u>	<u>秋田県</u>	<u>11,000円</u>
<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>(1夜につき)</u>												
<u>北海道</u>	<u>13,000円</u>												
<u>青森県</u>	<u>11,000円</u>												
<u>岩手県</u>	<u>9,000円</u>												
<u>宮城県</u>	<u>10,000円</u>												
<u>秋田県</u>	<u>11,000円</u>												

山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円

山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、<u>地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、<u>別表のとおりとする。</u></p>

該宿泊に要する費用の額)とする。

2 略

2 略

別表 (第5条関係)

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	18,000 円
青森県	15,000 円
岩手県	13,000 円
宮城県	14,000 円
秋田県	15,000 円
山形県	14,000 円
福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円
石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円

	滋賀県	15,000 円
	京都府	27,000 円
	大阪府	18,000 円
	兵庫県	17,000 円
	奈良県	15,000 円
	和歌山県	15,000 円
	鳥取県	11,000 円
	島根県	13,000 円
	岡山県	14,000 円
	広島県	18,000 円
	山口県	11,000 円
	徳島県	14,000 円
	香川県	21,000 円
	愛媛県	14,000 円
	高知県	15,000 円
	福岡県	25,000 円
	佐賀県	15,000 円
	長崎県	15,000 円
	熊本県	20,000 円
	大分県	15,000 円
	宮崎県	17,000 円
	鹿児島県	17,000 円
	沖縄県	15,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」と

いう。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1号に規定する出張命令権者(以下「出張命令権者」という。)が新条例第3条第5項に規定する出張命令等(以下「出張命令等」という。)を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)した場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出し、かつ、施行日以後に出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例の割合を改めるほか、市民税、固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税について市長が職権で減免することができる規定を加える等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の</p>

2 第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

エ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ 略

2 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第72条 略

2 前項の規定により固定資産税の減免を受

2 第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次のいずれかに該当するもの

ア～ウ 略

エ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ 略

2 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第72条 略

2 前項の規定により固定資産税の減免を受

けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の10の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなけれ

受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第130条の10の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなけれ

ばならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

ればならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

	<p><u>11</u> 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p><u>12</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p><u>13</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p>
<p><u>11</u> 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p> <p><u>12</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p><u>13</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1とする。</u></p> <p><u>14</u> 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3とする。</u></p> <p><u>15・16</u> 略</p>	<p><u>14</u> 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p> <p><u>15</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p><u>16</u> 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1とする。</u></p> <p><u>17</u> 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3とする。</u></p> <p><u>18・19</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の6第1項第2号エの改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第34条の6第1項第2号エの規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第1条第9号イに掲げる規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第4号に規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この条において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条

に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の附則第10条の2第3項から第9項までの規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第30号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

都市計画法第33条第3項に基づき、都市計画法施行令第25条第6号の技術的細目に定められた制限を強化し、又は緩和するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和3年鈴鹿市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第33条第3項及び第34条第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発行為及び建築物の新築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>（法第33条第3項の規定により条例で定める技術的細目の制限の強化又は緩和）</u></p> <p>第3条 <u>法第33条第3項の規定により条例で定める技術的細目に定められた制限の強化又は緩和は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）令第29条の2第1項第5号イの規定による主として住宅（長屋又は共同住宅</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号<u>及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 略</p>

を除く。)の建築の用に供する目的で行  
う開発行為において設置すべき施設の種  
類は、公園に限定すること。ただし、開  
発区域の周辺の状況並びに開発区域の土  
地の形状及び利用の態様を勘案して市長  
が特に必要がないと認める場合は、この  
限りでない。

(2) 令第29条の2第1項第5号ロの規定  
による設置すべき公園の1箇所当たりの  
面積の最低限度は、300平方メートルと  
すること。

(3) 令第29条の2第2項第3号イの規定  
による開発区域の面積の最低限度は、第  
1号本文に規定する開発行為に限り、1  
ヘクタールとすること。

第4条・第5条 略

第3条・第4条 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定による許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

協定について

次のとおり協定を締結する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- |          |  |
|----------|--|
| 1 協定の目的  | 令和8・9年度 南長太跨線橋耐震補強工事委託                                 |
| 2 工事場所   | 鈴鹿市南長太町地内  |
| 3 協定金額   | 408,291,912円   |
| 4 協定の相手方 | 三重県四日市市鶉の森1丁目16番11号<br>近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部<br>名古屋統括部長 宗藤 洋 |
| 5 協定期間   | 議決の日から令和10年3月31日まで                                     |

提案理由

令和8・9年度 南長太跨線橋耐震補強工事委託について、相手方と協定を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により、この議案を提出する。



財産の取得について  
次のとおり財産を取得する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 財産の内容 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 58,315,024円
- 3 取得の相手方 鈴鹿市若松東一丁目22番24号  
サン・インターナショナル株式会社 鈴鹿営業所  
所長 坂下 裕一
- 4 取得の目的 中央消防署北分署に配備している消防ポンプ自動車を更新し、  
消防力の強化及び充実を図るため。

#### 提案理由

消防ポンプ自動車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。



市道の認定について  
次の路線を市道に認定する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。



市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
043464	大池一丁目 464 号線	大池一丁目	大池一丁目	109.5
		大池一丁目		6.0～ 6.7
043465	大池一丁目 465 号線	大池一丁目	大池一丁目	18.7
		大池一丁目		6.0～12.7
063862	白子 862 号線	白子町字野瀬	白子町	42.4
		白子町字野瀬		1.8～ 2.6
073521	野町南一丁目 521 号線	野町南一丁目	野町南一丁目	55.2
		野町南一丁目		4.0～13.1
073522	稲生二丁目 522 号線	稲生二丁目	稲生二丁目	40.9
		稲生二丁目		6.0～13.3
123909	末広北一丁目 909 号線	末広北一丁目	末広北一丁目	104.5
		末広北一丁目		6.0～ 9.4
123910	北玉垣 910 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	25.0
		北玉垣町字根洞		6.0～17.3
153503	五祝 503 号線	五祝町字古屋敷	五祝町	482.1
		五祝町字大縄		1.3～ 5.0
153504	五祝 504 号線	五祝町字古屋敷	五祝町	143.3
		五祝町字古屋敷		1.4～ 5.1
153505	秋永 505 号線	秋永町字五反田	秋永町	371.2
		五祝町字高縄手		1.4～ 5.1
153506	秋永 506 号線	秋永町字五反田	五祝町	277.2
		五祝町字大縄		1.1～ 4.0
153507	五祝 507 号線	五祝町字東前	五祝町	37.7
		五祝町字東前		1.7～ 2.9
153508	五祝 508 号線	五祝町字木鎌	五祝町	289.0
		五祝町字高縄手		1.5～ 8.1

153509	秋永 509 号線	秋永町字藏久	秋永町	124.1
		秋永町字藏久		1.5～ 8.1
183125	小田 125 号線	小田町字羽舞場	小田町	98.4
		小田町字羽舞場		6.0～11.6

市道の廃止について  
次の路線を廃止する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。



## 市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
073303	野町 303 号線	野町字中土場	野町	102.6
		野町字中土場		1.6~4.2
153121	五祝 121 号線	五祝町字木鎌	秋永町	647.3
		秋永町字藏久		1.5~8.1
153123	五祝 123 号線	五祝町字大縄	五祝町	452.4
		五祝町字大縄		1.4~2.8
153124	五祝 124 号線	五祝町字古屋敷	五祝町	1,049.3
		五祝町字大縄		1.3~5.0
153125	秋永 125 号線	秋永町字五反田	五祝町	1,453.9
		秋永町字五反田		1.4~5.1
153137	五祝 137 号線	五祝町字東前	五祝町	94.1
		五祝町字東前		1.7~2.9
153138	五祝 138 号線	五祝町字東前	五祝町	187.9
		磯山町字広見		1.7~3.5
153139	五祝 139 号線	五祝町字東前	五祝町	59.7
		五祝町字東前		1.8~5.6
153140	五祝 140 号線	五祝町字東前	五祝町	434.5
		五祝町字東前		1.5~2.8
153141	磯山 141 号線	磯山町字広見	磯山町	416.2
		磯山町字広見		1.6~3.8
153142	磯山 142 号線	磯山町字広見	磯山町	258.6
		磯山町字広見		2.1~4.0
153143	磯山 143 号線	磯山町字広見	磯山町	239.9
		磯山町字広見		1.7~2.7
153495	秋永 495 号線	秋永町字五反田	秋永町	587.0
		五祝町字大縄		1.1~4.0